

第3節 用途別審査要領

第1 個室ビデオ店等に係る防火安全対策

1 趣旨

この基準は、個室ビデオ店等（カラオケボックス（屋内外を問わず、専ら客に歌を唄わせることを目的としたパネル形式等で組み立てられた箱型のもの及びこれに類するものに音響装置を設けたものをいう。）及びカラオケルーム（一般的に屋内に設けられるもので、かつ、専ら客に唄わせることを目的とし、かつ、小区画の居室に音響装置を設けたものをいう。）（以下「カラオケボックス等」という。）並びにインターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ等の遊興に供する個室型店舗をいう。）に係る構造上、使用形態上の特異性を踏まえ、出火防止、延焼拡大防止、避難安全確保等に係る具体的基準を定めたものである。

2 用途の取り扱い

個室ビデオ店等については、飲食物の提供を伴うか否かにかかわらず政令別表第1に掲げる(2)項ニの用途として取り扱うこと。

4 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1に掲げる(2)項ニとして取り扱うこととする個室ビデオ店等
- (2) 政令別表第1に掲げる防火対象物で、前(1)の用に供する部分

5 収容人員の算定方法

(1) 個室ビデオ店等

ア 従業者の数に、固定式のいす席（遊興客待合室を含む。）を算定（一人用の固定式いす席の場合は当該いす席の数、長いす席を有している場合は当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とし、小数点以下の数は切り捨てる。）して合算すること。

イ 「固定式のいす席」とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいう。

なお、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取り扱うこと。

(ア) ソファ等はいす席

(イ) いす席の相互を連結したいす席

(2) 同一敷地内に独立したカラオケボックスを複数建築する場合

ア 敷地内の管理について権原を有する者が同一の者である場合は、政令第2条を適用し、各カラオケボックスの収容人員を合算すること。

イ 敷地内の管理について権原を有する者が複数いる場合は、それぞれの権原者に係るカラオ

ケボックスの収容人員によること。

6 安全対策

(1) 出火防止に関する事項

ア 揚げ物調理を行う場合は次によること。

(ア) フライヤー等の厨房設備にあつては、調理油の温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等（以下「調理油過熱防止装置等」という。）を設けること

(イ) 調理用器具にあつては、調理油過熱防止装置等の安全装置付テーブルこんろ等を使用すること。ただし、第4章第2節第23に示すフード等用簡易自動消火装置又はこれと同等の性能を有するものを設置する場合は、この限りでない。◆

イ 天井面に埋込み照明器具を設置する場合は、熱的安全対策が講じられた器具（(社)日本照明器具工業会規格のS型の埋込み照明器具）を使用するよう指導すること。ただし、遮音・断熱のための材料が施工されるおそれのない天井裏の場合及び蓄熱を生じない施工方法により施工する場合は、この限りでない。◆

(2) 延焼拡大防止に関する事項

ア 揚げ物調理を行う室の室内に面する壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。◆

イ カラオケボックス等の出入口には常時閉鎖式の不燃性の戸を設けるものとし、のぞき窓を設ける場合は、線入り又は網入りガラスとすること。◆

(3) 避難安全に関する事項

ア 個室ビデオ店等が存する階の居室については、当該居室の出入口部分から2方向避難を確保すること。◆

イ カラオケボックス等内にテーブル等で客席が設けられた場合は、条例第45条の適用があること。

ウ 個室ビデオ店等の個室内には避難経路図を掲出すること。◆

エ 条例第45条の2に規定するその他これらに類するものとして、非常の際には特殊照明及び音響を速やかに停止し、避難上有効な照明を確保すること。

オ 個室ビデオ店等の個室に外開きの扉が設けられている場合には、避難の際に開放しても、再び閉鎖状態となるような措置（例えば、自動閉鎖装置の設置等）をすること。

(4) 消防用設備等の設置に関する事項

ア 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が設置される場合には、努めて易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設置すること。◆

イ 自動火災報知設備、非常警報設備

(ア) 個室ビデオ店等においては、規模、構造、利用客における仮眠等の実態から、避難の際に煙等により危険な状態に至るまでの余裕時間が少ないため、個室内においても、設置する感知器の種別は煙感知器とすること。

なお、非火災報の発生を防止するため、自動火災報知設備の適切な機種選定や感度調整、

十分な換気や喫煙管理等の措置を実施すること。

(イ) 個室ビデオ店等の個室には、自動火災報知設備の地区音響装置、非常警報設備のベル又はスピーカー（以下「地区音響装置等」という。）を設置すること。

ただし、個室ビデオ店等に自動火災報知設備と連動して他の音響装置等の電源を遮断する装置を設置する場合は、地区音響装置等（スピーカーを除く。）の設置を要しないことができること。

(ウ) 個室ビデオ店等には、再鳴動機能を有する受信機を設置すること。

ウ 誘導灯

個室ビデオ店等の通路において、煙で直ちに避難の方向が識別できなくなることを防止するため、誘導灯は次により設置すること。★

(ア) 避難口誘導灯は点滅型誘導音装置付きとすること。

(イ) 通路誘導灯は床又はその近辺に設けること。